肉用子牛生産者補給金制度に係る事務委託契約書

　一般社団法人宮城県畜産協会会長（以下「甲」という。）と　みやぎ仙南農業協同組合代表理事組合長（以下「乙」という。）は、一般社団法人宮城県畜産協会肉用子牛価格安定基金業務規程(以下「業務規程」という)第36条及び肉用子牛生産者補給金制度事務委託要領（以下「事務委託要領」という。）に基づく事務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（肉用子牛生産者補給金制度の適正な推進に係る周知・指導）

第１条　乙は、肉用子牛生産者補給金制度の適正な推進を図るため、肉用子牛の生産者に対する周知・指導、関係団体との連絡・調整等を行うものとする。

（生産者補給金交付契約に係る書類の受理及び送付）

第２条　乙は、生産者補給金交付契約（以下「交付契約」という。）の申込みをしようとする肉用子牛の生産者に対し、甲が定める交付契約の申込みに係る書類（別添１）を甲に代わり配布するとともに、当該生産者から当該申込みに係る書類の提出があった場合は、当該書類を受理するものとする。

２　乙は、前項の申込みに係る書類を受理した場合は、当該申込みに係る書類を、甲が別に指示するところにより、甲に送付するものとする。

　　３　乙は、甲が交付契約を締結した場合は、交付契約に関する承諾通知を、甲が別に指示するところにより交付契約を締結した生産者（以下「契約生産者」という。）に送付するものとする。

　　４　甲が、第１項の申込みをした肉用子牛の生産者が業務規程第１１条第１項に規定する肉用子牛の生産者でないことを理由として交付契約の締結を拒否するときは、乙は、当該理由を記載した書面を、甲が別に指示するところにより当該生産者に送付するものとする。

（個体登録に係る書類の受理及び送付）

第３条　乙は、甲に代わり契約生産者から甲が定める肉用子牛個体登録申込書（別添2-①～③）を受理し、当該肉用子牛個体登録申込書の記載内容を点検した後、甲が別に指示するところにより、個体登録の申込みに係る肉用子牛について、次条に定めるところにより個体識別の措置を行うものとする。

２　乙は、前項の個体識別の措置を実施した場合は、甲が別に指示するところにより、甲が定める肉用子牛個体登録申込書及びその現地調査報告書（別添2-①～③）を甲に送付するものとする。

３　乙は、甲が定めて契約生産者に交付する個体登録通知書（別添3）を、甲が別に指示するところにより契約生産者に通知するものとする。

　　４　乙は、契約生産者から、送付した個体登録通知書の記載内容に関する疑義の照会があった場合には、当該照会の内容を速やかに甲に報告するものとする。

（肉用子牛の個体識別の措置）

第４条　乙は、契約生産者から個体登録申込書を受理したときは、当該個体登録の申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号）第３条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（個体識別情報）を利用することにより個体識別の措置を行うものとする。

２　乙は、前項による個体識別の措置を行うことが困難な場合には、当該肉用子牛の飼養場所において、業務規程第１７条第１項に規定する肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、現地調査により個体識別の措置を行うものとする。

３　乙は、前２項の個体識別の措置を行うことにより個体登録申込書の記載内容と当該個体登録の申込みに係る肉用子牛に内容の齟齬があった場合は、契約生産者にその旨を通知し、契約生産者は個体登録申込書の記載内容を適正に改めるものとする。

（負担金等の請求に係る書類の送付）

第５条　乙は、甲に代わり契約生産者に対する負担金、特別納付金及び手数料（以下「負担金等」という。）の請求書を、甲が別に指示するところにより契約生産者に送付するものとする。

　　２　乙は、契約生産者から、送付した負担金等の請求書の記載内容に関する疑義の照会があった場合には、当該照会の内容を速やかに甲に報告するものとする。

（負担金等の受領及び送金）

第６条　乙は、甲に代わり契約生産者から負担金等を受領し、甲が別に指示するところにより甲に送金するものとする。

（販売の確認の申出に係る書類の受理）

第７条　乙は、甲に代わり契約生産者から甲が定める肉用子牛販売・保留/異動確認申出書（別添4）もしくは肉用子牛販売・保留確認申出（現地調査報告）書/異動報告書（別添5）を受理し、当該販売確認申出書の記載内容及びその添付書類を点検した後、甲が別に指示するところにより甲に送付するものとする。

（保留の確認の申出に係る書類の受理）

第８条　乙は、甲に代わり契約生産者から甲が定める肉用子牛販売・保留/異動確認申出書（別添4）もしくは肉用子牛販売・保留確認申出（現地調査報告）書/異動報告書（別添5）を受理し、当該保留確認申出書の記載内容を点検した後、当該保留確認申出書に係る契約肉用子牛の飼養場所における現地調査を、調査要領に基づき実施するものとし、現地調査を実施した場合には、甲が別に指示するところにより甲が定める肉用子牛販売・保留確認申出（現地調査報告）書/異動報告書（別添5）もしくは子牛12月齢超リスト（別添6）を甲に送付するものとする。

２　乙は、前項の保留確認申出書を第３条の個体登録の申込みとあわせて受理した場合には、当該保留確認申出書の記載内容を点検した後、甲が別に指示するところにより甲に送付するものとする。また、乙は、当該保留確認申出書に係る契約肉用子牛が満１２月齢に達したときは、甲が別に指示するところにより、当該保留確認申出書に係る契約肉用子牛の飼養場所における現地調査を、調査要領に基づき実施するものとし、現地調査を実施した場合には、甲が別に指示するところにより甲が定める肉用子牛販売・保留確認申出（現地調査報告）書/異動報告書（別添5）もしくは子牛12月齢超リスト（別添6）を甲に送付するものとする。

　　３　乙は、第１項及び第２項の保留確認申出書に係る契約肉用子牛の飼養場所が甲の区域（宮城県の区域）以外の地であるときは、現地調査の実施を要せず、甲が別に指示するところにより、保留確認申出書を甲に送付するものとする。

４　乙は、甲から業務規程第２０条第４項の規定による他の都道府県の指定協会からの依頼による現地調査の委託を受けたときは、第１項及び第２項の規定による現地調査に準じて現地調査を実施し、その結果を、甲が別に指示するところにより甲に報告するものとする。

（異動報告書の受理）

第９条　乙は、甲に代わり契約生産者から甲が定める肉用子牛販売・保留/異動確認申出書（別添4）もしくは肉用子牛販売・保留確認申出（現地調査報告）書/異動報告書（別添5）を受理し、当該異動報告書の記載内容を点検した後、甲が別に指示するところにより甲に送付するものとする。

（報告の徴収）

第10条　甲は、必要に応じて乙に対し、契約生産者の交付契約の履行状況等に関し、契約生産者から報告を求めることを委託することができる。その他、甲は、契約生産者との間の交付契約に関する伝達事項等の処理を、乙を経由して行うことができる。

（事務体制の整備）

第11条　乙は、この契約に係る事務を行うため、次の各号に掲げる体制を整備するものとする。

（1）個体登録申込、販売・保留確認申出等に係る契約生産者からの申込等の受理窓口を設置し、適切に対応すること。

（2）肉用子牛生産者補給金制度に係る現地調査の実施、報告の徴収の体制を整備すること。

（3）負担金等の請求その他肉用子牛生産者補給金制度に係る事務を遂行するために必要な体制を整備すること。

２　乙は、必要に応じて乙の管内の事業所（この契約の末尾に記載する場所をいう。以下「事業所」という。）にこの契約の受託事務を行わせるとともに、これを統括し、その適正な推進を図るものとする。ただし、乙は、甲と協議の上、事業所に第１条から第１０条までの事務を甲と直接行わせることができるものとする。

　　３　乙は、前項の事業所以外に新たに事業所を設ける場合は、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

　　４　乙は、前２項の事業所において受託事務を行わなくなったとき、また、事業所の名称、住所を変更したときは、遅滞なく、甲に報告しなければならない。

（再委託の制限）

第12条　乙は、その全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、乙は、次項の規定に従い、受託した事務の一部（事務委託要領第２の（１）に規定された事務及び第２の（２）から（１０）までに規定された事務のうち契約生産者から受理した書類の記載内容の点検及び協会を相手とする書類の受理及び送付を除く。）を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

２　乙は、再委託をする場合は、再委託の相手方となる第三者（以下「再委託先」という。）の商号又は名称及び住所、再委託を行う事務の内容・範囲、再委託の必要性並びに委託金額について記載した書面に、再委託先との間で締結を予定する契約書の案を添付して甲に提出し、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

３　乙は、前項により再委託について甲の承認を得た場合には、再委託先との間で、甲が承認した契約書の案により契約を締結しなければならない。

４　乙は、再委託先との間で前項の契約を締結した後、速やかに乙及び再委託先が記名押印した当該契約書の写しを甲に提出するものとする。

５　乙は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

６　乙は、第２項により再委託について甲の承認を得た場合であっても、甲の承認を得た再委託先からさらに別の第三者に対して本契約に係る業務を委託してはならない。

７　乙は、甲から承認を受けた再委託の内容を変更しようとするときは、変更内容について記載した書面を甲に提出し、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

（事務委託費）

第13条　甲は、乙に対し、第１条から第１０条の事務に要する乙及び第１１条第２項の各事業所の費用（以下「事務委託費」という。）を支払うことができるものとする。

　　２　甲は、乙に対し、事務委託費の額を通知するものとする。

　　３ 事務委託費の支払、精算の方法等は、事務委託要領に定めるところによるものとする。

　　４　乙は、前条第１項の規定に基づき再委託をする場合は、再委託先が委託事務を実施するために必要な経費を、第２項の事務委託費のうち同条第２項に基づき甲が承認した金額を上限として再委託先に支払うことができるものとする。

（損害賠償）

第14条 乙が、故意又は過失によりこの契約に違反したことにより、甲又は契約生産者に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償の責めに任ずる。

（契約の解除等）

第15条　甲は、次の各号に該当する場合に、この契約を解除することができる。

 　　(1)乙が、前条の損害を、甲又は契約生産者に与えたとき。

 　　(2)乙が、社会的信用を著しく失墜せしめる行為をしたとき。

(3)乙が、清算又は合併等によりこの契約による受託事務を遂行することが不可能又は不適切になったとき。

 　　(4)乙が、契約の解除を解除希望期日の３ヶ月前までにその理由を添えて甲に申し出たとき。

　　２　前項第１号から第３号により、甲がこの契約を解除したことによって生ずる契約生産者の不利益については、乙がその全ての責任を取らなければならない。

３　第１項第４号により乙が契約の解除を申し出るときには、乙に係る契約生産者全員の当該解除に係る同意書を添付しなければならない。

（機密保護）

第16条　乙は、受託事務の実施により知り得た甲の秘密又は調査の結果を、甲の承諾を得ずして他に漏洩し、又は他の目的に使用してはならないものとする。

（個人情報の取扱い）

第17条　乙は、受託事務の実施に当たり取得、保有等した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）ほか関係法令等に基づき適切に取り扱うものとする。

　　２　乙は、甲の承諾を得ずして個人情報を受託事務遂行以外の目的で加工、利用、複写又は複製をしてはならないものとする。

（調査）

第18条　甲は、必要があると認めたときは、乙の受託事務の実施状況、事務委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。受託事務の終了後においても同様とする。

（疑義の解決）

第19条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

（契約の期間）

第20条 この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。なお、甲又は乙の一方から契約の解除の申し出がなかった場合は、契約の期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、最終の有効期限は業務規程第３条の業務対象年間の終了する日とする。

（管轄裁判所の合意）

第21条　この契約に関して、第１９条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

 　本契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委託者（甲） | 住　　　所 | 仙台市宮城野区安養寺3丁目11-24 |
|  | 名　　　称 | 一般社団法人宮城県畜産協会 |
|  | 代表者氏名 | 会　長　　佐　野　和　夫　　印 |
|  |  |  |
| 受託者（乙） | 住　　　所 |  |
|  | 名　　　称 |  |
|  | 代表者氏名 | 印 |
|  |  |  |
| 乙の事業所 |  |  |
|  | 住　　　所 |  |
|  | 名　　　称 |  |
|  | （注：必要に応じ担当部署等を記載） |
|  |  |  |
|  | 住　　　所 |  |
|  | 名　　　称 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |

別添１ 　 　生産者補給金交付契約の申込みに係る書類

 別添２-①～③ 肉用子牛個体登録申込（現地調査報告）書

 別添３ 　　 個体登録通知書（子牛登録リスト）

 別添４ 　 　肉用子牛販売・保留/異動確認申出書

 別添５ 　　 肉用子牛販売・保留確認申出（現地調査報告）書/異動報告書

 別添６ 　 　子牛12月齢超リスト